

大学院における教員養成の理念

本学大学院は、その立学の精神に定めのごとく、建国の理想に遵い、平和的な国家及び社会の形成者として、高い知性と善美な情操と高雅な徳性を兼ね備えた、人材の育成を目的としている。

本学大学院における教育理念の実践とは、まず平和的で国際的な国家社会の形成者に必要とされる、知・情・意の一体的発達への支援に加えて、醇美高雅な徳性の陶冶及び、それらを実にするための強靱な体力の練磨とを調和的に捉える教育理念の実践に他ならない。加えて、かかる教育を基礎に学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、もって社会・文化の進展に寄与することを目的とする実践の体系でなければならない。

本学大学院における教員養成の目的は、本学立学の精神・学院教育綱領・教育目標・教育推進宣言・大学院目的に立脚しつつ、日本国憲法・教育基本法・学校教育法等に規定されている教育理念とそのシステムを実践的に支え、グローバルな国際的視野のもとで新しい時代のニーズに応え得る、高度の専門性を有する教員の養成を、社会的使命として遂行することである。